原著

鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療者増加に関する研究 〜鍼灸あん摩マッサージ指圧に対する助成制度から〜

井上智寛1) 、形井秀一2)

1) 筑波技術大学大学院 2) 筑波技術大学保健科学部

【緒言】

我が国は、平成27 (2015) 年には、総人口に 占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は 26.7%1) となっており、今後も高齢者の割合が 増えていくと予想されている。こうした状況の 中、高齢者に対する鍼灸治療は、「身体的、精神 的愁訴の軽減による苦痛の改善や機能改善を 通して、日常生活の活動性の維持、増進、ひいて は自立性の維持, 向上に寄与することが期待さ れている2。」と、松本は、鍼灸に期待を寄せて いる。また、森らは、あん摩・マッサージ・指 圧は、主として手を用いて人体的に機械的刺激 を加え、生体反応を引き起こし、健康の保持・ 増進、疾病の治療と予防を目的に行う療法³⁾ と 述べている。超高齢社会の我が国において、鍼 灸あん摩マッサージ指圧(以下、鍼灸等)は、 健康の保持・増進の分野において一定の役割を 果たす可能性が考えられる。

しかし、山下は、2005年の調査から「1年間に最低1度でも鍼治療を受ける国民の割合は6%程度4)」であり、鍼灸治療を受療しない人たちが、その理由のひとつに「健康保険が使えないから3)」と回答したことを報告しており、鍼灸にかかわる経済的負担を軽減することができれば鍼灸の受療者が増加する可能性が考えられる。矢野らは、2014年の鍼灸受療率は、4.9%と報告している5。

このような状況において、鍼灸の経済的負担を軽減する公的制度としては、鍼灸等に対する健康保険(療養費)と市区町村の一部で行われている鍼灸等への助成の2制度が考えられる。

鍼灸等に対する健康保険(療養費)は、医師

の同意書を必要とするものであり、実際に健康 保険を使っての鍼灸等の受療は難しい状況にあ る

これに対して、市区町村の一部で行われている鍼灸等への助成とは、鍼灸等の施術を受ける市区町村民等に対して、各市区町村が独自にその費用の一部を補助するものである。例えば、鍼の施術費用が3,000円の場合に、被施術者に対する助成が1回あたり1,000円であったとすると、自己負担が2,000円で済むというものである(各市区町村によってその助成の内容は異なる)。

上述のとおり、鍼灸等は、超高齢社会において一定の役割を果たす可能性が考えられており、 鍼灸等への助成が果たす役割も益々高くなって きていると思われる。

しかし、この助成制度は、市区町村独自の事業として行われており、現状における全国規模での実態は明らかにされていない。そこで、この助成について全国の市区町村を対象にアンケート調査を行い、検討した。

【目的】

鍼灸あん摩マッサージ指圧受療への助成制度の実態を調査し、我が国の鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療援助の実態を明らかにする。その結果から、鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療者増加を目指す方策を検討する。

【調査の概要】

(1)調査について

本調査は、市区町村の一部で行われている「鍼灸等に対する公的助成」の実態を調査するため

に、市区町村の国民健康保険担当課、または、 4)調査内容 鍼灸等に対する公的助成制度を実施している担 当課に行ったアンケート調査である。その後、 インターネットによる補足調査も行った。

(2) 調査対象と方法

1)調査名

「鍼灸等に対する公的助成制度に関するア ンケート調査」

1)調査対象

日本の全1741市区町村(平成26年4月 現在)

2)調査方法

- ① 第一次調査;全1741市区町村へ電話で 調查依頼
- ② 第二次調査:第一次調査で調査の了承を 得た市区町村へ
 - ・電子メールにてアンケート調査への回 答を依頼
 - ・電子メール、又は、郵送による回答を 得る
- ③ 第三次調査;第二次調査により、回答を 得た中で、助成を実施していた市区町村 に対してインターネット調査を実施

3)調査期間

第一次調査 平成26年7月9日から

平成27年4月27日まで

第二次調査 平成26年9月8日から

平成27年5月21日まで

第三次調查 平成27年8月22日

調査手順 フローチャート

① 電話依頼内容

全国規模での鍼灸等に対する公的助成 制度に関するアンケート調査をする際 の協力のお願いは以下の内容とした。

- i. 電子メールを使ったアンケート調査 を想定している。
- ii.電子メールにアンケート調査票・回 答表等を添付する。
- iii. 調査票等を各市区町村で確認しても らう。
- iv. 各市区町村で調査票等の確認の結果、 回答可能であれば、電子メール又は、郵 送により回答を返信してもらう。
- ② アンケート項目 (第二次調査) 鍼灸等への助成の有無などで選択式と 記述式とした。アンケート項目について は、別紙1に記載。
- ③ インターネット調査項目(第三次調査) Google 検索サイト、Yahoo 検索サイト を使用。キーワードは、各市区町村名、 鍼灸、マッサージ、助成とした。調査項 目は、助成額、助成回数(枚数)、助成 対象者、助成の特徴。

第一次調査

【鍼灸あん摩マッサージ指圧に対する助成制度に関するアンケート調査への協力のお願い】



- 対象 1741市区町村(平成26年4月現在、1718市町村と23区の合計)
- ・調査項目 アンケート調査への協力の有無と電子メールアドレス

第二次調査 【アンケート調査】

・対象 1548市区町村 (1741市区町村中、第一次調査で調査への承諾を得た市区町村数) 調査項目 助成制度の内容、事業仕訳



第三次調査 【インターネット調査】

- ・対象 275市区町村 (第二次調査の結果、助成を実施していた市区町村)
- 調査項目 助成額、助成回数(枚数)、助成対象者、助成の特徴

【調査結果】

(1) 第一次調査結果

全国の1741 市区町村のうち、調査票などをメールで送付することに承諾を得ることができたのは、1548 市区町村(承諾率88.9%)であった。

(2) 第二次調査結果

全国の1741 市区町村のうち、回答を得る ことができたのは、872 市区町村(回答率 50.1%)であった。

鍼灸等への助成を行っているという回答は、310 市区町村であったが、その中、35 市町が公費負担(重度心身障害者医療費助成等)による助成であったため、本研究においては、275 市区町村(31.5%、872 市区町村中)を助成実施市区町村とした。

1) 助成開始年代別市町村数

1950年代:5、1960年代:18、1970年代:47、1980年代:69、1990年代:74、2000年代:23、2010年代:5であった。

2) 助成の有無

回答 872 市区町村中、実施は、 275 市区町村 (31.5%) であった。各都道府 県内で、ひとつ以上の市区町村で実施してい たのは、37 都道府県 (78.7%) であった。

3)助成の目的

助成の目的別市区町村数は、 275 市区町村中、健康の保持・増進が 262 (95.3%)、療養費の補完が 20 (7.3%)、医 療費の抑制が 28 (10.2%)、視覚障害者の生 業確保が 25(9.1%)、その他が 21 (7.6%) で あった (複数回答可)。

4)助成の財源

助成の財源別市区町村数は、275 市区町村中、国民健康保険が81 (29.5%)、後期高齢者医療が51(18.5%)、一般会計が210 (76.4%)、その他が41(14.9%)であった(複数回答可)。

5) 助成制度の利用可能者総数と総予算額

利用可能者総数は、7,203,570人(248市区町村)。総予算額は、3,235,491千円(274市区町村)であった。

ただし、市区町村の中には、複数の事業(高齢者社会参加事業や障害者外出支援事業など)を同一の予算から支出しているところが

あるため、鍼灸等の助成額以外の予算も含ん でいる。

6) 助成制度を利用できる施術所の数

総数13,027か所(264市区町村)であった。

7) 医師の同意書の必要性

274 市区町村中、273 市区町村が同意書不要で、1 市で必要であった。

8) 助成に係る事業仕訳

事業仕訳を行ったが70市区町村(25.9%)、 行わなかったが200市区町村(74.1%)であった。

事業仕訳の結果、70 市区町中、継続が47 市区町(67.1%)、廃止が4市町(5.7%)、その 他が19市町(27.1%)であった。

事業仕訳の結果、『継続』の理由は47市区 町中、健康の保持・増進に役立っているが 38(80.9%)、医療費が抑制されているが 4(8.5%)、高齢者の経済的負担の軽減がなさ れているが14(29.8%)、健康の保持・増進に 役立っていないが0(0.0%)、公的助成制度の 利用者が少ないが1(2.1%)、利用できる人が 限定的で公平ではないが0(0.0%)、厳しい財 政状況にあるが3(6.4%)、その他が 6(12.8%)であった(複数回答可)。

事業仕訳の結果、『廃止』の理由は 4 市町中、健康の保持・増進に役立っているが 0(0.0%)、医療費が抑制されているが 0(0.0%)、高齢者の経済的負担の軽減がなされているが 0(0.0%)、健康の保持・増進に役立っていないが 1(25.0%)、公的助成制度の利用者が少ないが 2(50.0%)、利用できる人が限定的で公平ではないが 0(0.0%)、厳しい財政状況にあるが 1(25.0%)、その他が 1(25.0%)であった(複数回答可)。その他の回答として、「リフレッシュの成果が確認できない、目的に対して別の実施方法がある」との記述があった。

事業仕訳の結果、『その他』の理由は19市町中、健康の保持・増進に役立っているが8(42.1%)、医療費が抑制されているが0(0.0%)、高齢者の経済的負担の軽減がなされているが3(15.8%)、健康の保持・増進に役立っていないが0(0.0%)、公的助成制度の利用者が少ないが5(26.3%)、利用できる人が限定的で公平ではないが2(10.5%)、厳しい

財政状況にあるが 12(63.2%)、その他が 6(31.6%)であった(複数回答可)。

(3) 第三次調査結果

助成実施275市区町村のうち、調査可能であったのは、205市区町村であった(複数事業があった場合、一事業を任意に選択した。)。65歳以上(70歳以上や後期高齢者などを含む)を助成対象としている市区町村数は、205市区町村中、151(73.7%)であった。

助成対象者1回あたりの助成額の平均は945円、最頻値1,000円で、助成対象者の年間最大利用回数(枚数)の平均25回、最頻値12回であった。助成対象者1人あたりの年間の最大助成額の平均は23,778円で、最頻値は、12,000円であった。

助成対象者は、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者、高齢者、障害者などで、一部に寝たきりや認知症の人を介護する人を対象としているところもみられた。

【考察】

形井は、「西洋医学的な医療が、ある分野では病気や病を改善するために、必ずしもベストな医療ではないということも明らかになってきた⁶。」と指摘しており、鍼灸等が、西洋医学の補完・代替医療、健康の保持・増進のために活用されることが必要であると思われる。

医師の同意書を必要とし、制限診療のある 療養費とは異なる鍼灸等への助成は、1954年 (昭和29年) 頃から創設の動きがみられ、当 時、鍼灸界の一部には、療養費に代わる保険 制度が必要との声があった。1958年(昭和33 年)、山口県宇部市において、保険取扱いに熱 意と希望を有する16名にて宇部保険鍼灸師 会を結成、市民の真剣な要望の声を唯一の味 方として「被保険者の需る治療が自由に受け られる明朗な患者本位の保険」である可きこ とを目標として、市議会などに陳情請願を行 い、1959年(昭和34年)、国民健康保険での 助成が始まった。1962年(昭和37年)、札幌 市においても、全業者及び被保険者たる市民 の熱烈なる希望と運動の結果、市民からの請 願を採択し、国民健康保険被保険者を対象と

した制度を創設した。その後、同様の助成が全国各地で実施されていった。その過程で、助成対象者の拡大もなされてきた。佐賀県唐津市においては、平成27年7月1日から、鍼灸等への助成対象者が、市内に住所のある人、年齢が20歳以上、市・県民税課税所得が145万円未満の人となった。唐津鍼灸マッサージ師会の努力もあり、それまで40歳以上だったものが20歳以上へと大幅に緩和された。

鍼灸等への助成は、早いところでは1950 年代から実施されており、今回の調査結果で は、回答872市区町村中、実施は、275市区 町村(31.5%)であった。各都道府県内で、 ひとつ以上の市区町村で実施していたのは、 47 都道府県中、37 都道府県 (78.7%) であっ た。また、鍼灸等への助成の目的は、275市 区町村中、健康の保持・増進が262(95.3%)、 療養費の補完が20(7.3%)、医療費の抑制が 28 (10.2%) などとなっていた。Sawazaki Kenta⁷⁾ らは、腰痛のある鉄鋼会社の労働者を 対象に、鍼治療の効果について検証し、鍼治 療は気分障害と痛みの改善を介して医療費削 減に貢献し得ることが示されたと報告してい る。事業仕訳の結果、鍼灸等への助成を『継 続』とした47市区町中、健康の保持・増進に 役立っているが38(80.9%)、医療費が抑制さ れているが4(8.5%)であったことから、鍼灸 等への助成は、全国各地で実施されており、 市区町から高く評価され、かつ、地域の人々 の健康の保持・増進に役立っている可能性が 示唆された。これは、全国各地の市区町村か ら、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅ う師の活躍が認められていることであり、鍼 灸等への助成は、あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師にとって名誉ある制度と考 えられる。

はり・きゆう、マッサージに係る療養費の 推移⁸⁾をみると、はり・きゅうについては、 平成24年度が、358億円。平成25年度が、 365億円。平成26年度が、380億円。マッサージについては、平成24年度が、610億円。 平成25年度が、637億円。平成26年度が、 670億円となっており、はり・きゅう、マッサージともに受療状況は増加傾向にある。こ のことから、鍼灸等に対する経済的負担が軽 減された場合、はり・きゅう、マッサージの 受療が増える可能性が考えられる。

しかし、矢野らの鍼灸受療率⁵⁾ をみると、2005年の8.1%、2012年の7.3%、2014年の4.9%と受療率は低いまま推移している。

鍼灸等への助成を廃止する理由をみると、「公的助成制度の利用者が少ない。」「健康の保持・増進に役立っていない。」「リフレッシュの成果が確認できない、目的に対して別の実施方法がある」との回答がみられた。

以上のことから、鍼灸等の受療者の増加を 目指す方策としては、①鍼灸等への助成を受 療者にとって魅力あるものにしていく。②あ ん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の 知識・技術の向上を図る。③鍼灸等の独自性、 魅力を発信していくことが考えられる。

各地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は、お互いに協力して、地域の人々が、鍼灸等を西洋医学の補完・代替医療、健康の保持・増進のために活用できるようにサービス提供体制を構築していくことが必要である。

【結語】

- 1. 鍼灸あん摩マッサージ指圧に対する助成 制度の実態を調査するために全国の1741 市区町村の担当者に電話にてアンケート の依頼を行った。
- 2. 鍼灸等への助成は、回答 872 市区町村中、 275 市区町村で実施されていた。
- 3. 鍼灸あん摩マッサージ指圧が地域の人々 の健康の保持・増進に役立っている可能 性が示唆された。
- 4. 各地域のあん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師が、お互いに協力し、地域 の人々のためにサービス提供体制を構築 していくことが必要だと思われた。

【謝辞】

本研究にご協力を賜りました各市区町村の ご担当者様に深く感謝申し上げます。 また、藤井亮輔先生、津嘉山洋先生、前田尚 子先生には、本研究に関してご協力をいただ きました。

【引用・参考文献】

- 1) 平成28年版高齢社会白書(概要版)
- 松本勅(編著). 高齢鍼灸学 高齢者の 保健・福祉と鍼灸医療. 第1版. 医歯薬出版. 2013:63.
- 3) 森英俊, 殿山希. 森英俊(編著). 図解基本 術式 あん摩・マッサージ・指圧による 全身調整. 第1版。医歯薬出版社. 2006.
- 4) 山下仁. 多様な受け手に鍼灸情報を配信 することの難しさ. 鍼灸 osaka. 2014;30(1):117.
- 5) 矢野忠. 安野富美子. 坂井友実. 鍋田智之. 我が国における鍼灸療法の受療状況に関する調査. 医道の日本. 2015;74(8): 209-19.
- 6) 形井秀一. 現代における伝統鍼灸の立ち 位置. 日本伝統鍼灸学会雑誌. 2013;39(3):227
- 7) Sawazaki Kenta, Mukaino Yoshito, Kinoshita Fujihisa, Honda Tatsuro, Mohara Osamu, Sakuraba Hinata, Togo Toshihiro, Yokoyama Kazuhito. 鍼治療は工場労働者の腰痛に関わる痛み、気分障害及び医療費を減少し得る (Acupuncture Can Reduce Perceived Pain, Mood Disturbances and Medical Expenses Related to Low Back Pain among Factory Employees). Industrial Health. 2008; 46(4):336-40.
- 8) 厚生労働省. 柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移(推計). www. mhlw. go. jp/bunya/iryouhoken/.../dl/111116_01. pdf

別紙

鍼灸等に対する公的助成制度に関するアンケート調査票

(お難じ)

本アンケートは、鍼灸等の施術を受ける市区町村民等に対して各市区町村が独自にその

費用の一部を補助する制度(以下、公的助成制度という)の実態を調査するものです。 この調査票により個人が特定されることはありません。後日、ご照会させていただくた

めに、ご連絡先をご記入くださいますよう、お願い致します。

まず、基本事項についてお尋ねします。

記載年月日	
都道府県名	
市区町村名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
E-mailアドレス	

間1 最新の人口はどのくらいですか。(20 年 月現在)

(回答はひとつ)

1. 1万人未満

2. 1万人以上10万人未满

3. 10万人以上20万人未满

20万人以上50万人未满

50万人以上

間2 最新の人口の割合。(20 年 月現在)

(回答はひとつ)

a.0 歲~14 歲	-	10%未渐	κi	. 10%未満 2. 10%以上 20%未満 3. 20%以上	4
b.15歳~64歳	1.	50%未満	2	1. 50%未満 2. 50%以上 60%未満 3. 60%以上	4
c. 65 裁以上	-	20%米湖	2	1. 20%未満 2. 20%以上 50%未満 3. 50%以上	Ч

間1 最新の人口はどのくらいですか。(20 年 月現在)

(回答はひとり)

1. 1万人未満

1万人以上10万人未満

3. 10 万人以上 20 万人未満

4. 20 万人以上 50 万人未満

50万人以上

間2 最新の人口の割合。(20 年 月現在)

(回答はひとう)

a.0] 4]	÷	10%未滅;	οi	10%未満 2. 10%以上20%未満 3. 20%以上	
b. 15 魏~64 魏	÷	50%未満 2.	o i	50%以上60%未満 3.60%以上	
c. 65 機以上	-	2006末連	اما	2006未満 2, 2000以上5000未満 3, 5000以上	_

覧 3 年成 25年観米算に様んへ軽受力指数はだのへふいかすか。(回答はひかり)

1. 1.0以上

2. 0.5以上1.0未満

3.0.4以上0.5未満

4. 0.3以上0.4米謝

0.3米球

間4 主要産業はどれですか。(回答はひとつ)

1. 第1次産業

2. 第2次確業

第3次開業

間の 賃申区町村内にある鍼灸の循液をおいなっている数。(回過はひとう)※類(後)・角底・レッサーツ医薬でも鍼灸を行っていなば含める

1. 10 沙州米瀬

10 か所以上 50 か所未満

3. 50 か所以上 100 か所未満

4. 100 か所以上

不是

を目的として行われているところ て「健康の保持・増進」のために独 間 31 これまでに食布区町村において鍼 間 28 公的助成制度は「健康の保持・増進」 が多いのですが、負布区町村におい c.その事業の平成 26年度の予算は 灸に対する住民のローズ等につい 自で行っている事業はありますか。 子算はいくわですか。(単位:千円) て調査をしたことがありますか。 b.その事業の対象者は誰ですか。 間 29 平成 26年度の国民健康保険の 間 30 平成 26年度の一般会計予算は 2.ない 3.不明 a.その事業の名称は何ですか。 こくれだすむ。(単位:千円) どのくらいですか。 (単位:千円) 1 £3 1. \$3 間 10 公的助成制度の対象となる協作は 間 13 公的助成制度の予算額おいくらで 間 11 公的助成制度の財源は何ですか。 間 12 「間 11」で答えた財源の総額は、 出 田士 平成 26年度は、いくらですか。 ふるとの関系をはなりがあるかが 対象者の総数は何人ですか。 公的助成制度を利用できる 公的助成制度の取り扱いが 間 14 平成 26年 4月 1日現在、 間 15 平成 26年 4月 1日現在、 3. あん摩マッサージ指圧 2. 後期高齢者医療保険 すか。(単位:千円) 1. 国民健康保険 (複数回答可) (複数回密則) |単位:十円 4 その街(3. 一般独計 何ですか。 2. 傑奋分 1. KBY) 年まる 予算はいくらでしたか。また、不明な場合 実施したなど b.最後に実施した年の公的助成制度の 間 27 公的助成制度を実施していない 1. 鍼灸の効果がわかりづらい 鍼灸を希望する人が少ない 施作所の選択の余地がない 理由、または、廃止した理由。 間 26 以前、公约助成制度を実験 * 間 26~間 35 までお答えくだない 出 には、不明とお答えください。 a.何年から何年前までですか。)年から(財政が厳しい 1. 実施してバだ 2. していましたか。 その街((複数回答用) (西暦/記1人) (単位:十円) က 実施している 1.2 実施していない 9 負市区町村における公的助成制度 から実施していた旧市区町村の実施 b.不明な場合には、新市区町村になっ 間 8 公的財成制度の目的は何ですか。 (a 合併した市区町村では、最も早く て実施された最初の年を回答してく 実施されていますか。(西暦で記入) 間 7~間 35 までお答えください。 間7 公的助成制度は、何年から 4. 視覚障害者の生業確保 # 間 6 現在、公的助成制度を 年を陥れてくだない。 1. 健康の保持・増進 の名称は何ですか。 実施していますが 2. 療養費の補完 医療費の抑制 (複数回答甲) その街((うなど) က 噩

公的助成制度の利用促進のために何らかの対策を行っていますか。 事業(抗の結果(b)の理由。(複数回答可) ・申告の経済的負担の軽減がなされている 利用できる人が限定的で公平ではない 行っていない 公的助成制度の事業任訊を行いましたか。 健康の保持・増進に役立っていない 事業任訳の結果どうなりましたか。 健康の保持・増進に役立っている a. いつ行いましたか。(西暦で記入) 公的助成制度の利用者が少ない 1. 行った 2. 行っていない ※最近の年をお答えください。 医療費が抑制されている 庁舎等にポスターを張った a.どんなことを行いましたか。 厳しい財政状況にある Ċ, 窓口で対象者に知らせた (回答はひとり) 広報でしらせた 行っている その街・ (複数回密則) かの街 その街 雒糡 風出 ςį က် Ċ, က် 4 ić. 7. إُم 6 開 21 開 22 ※パ回物色のがとっパがらました。 間32 貴市区町村に対して、平成25年度 中に住民から鍼灸に関する問い合 (復活を含む)の陳情等が今日まで 摩マッサージ指圧師の養成施設(盲 間 35 貴市区町村において公的助成制度 の創設(復活)を検討する材料とな 間 33 貴市区町村に対して、住民や鍼灸 師の国体から公的助成制度の創設 間 34 貫市区町村内に鰔師、灸師、あん 学校・専門学校など)がありますか。 るものは何ですか。(複数回答可) 1. あった 2. なかった 3.不明 1. あった 2. なかった 鍼灸の療養費の適用について 戦炎の矯循形払いいって 国の医療・福祉政策 a.何か所ありますか。 **わせがありましたか。** 住民からの要望 鍼灸の効果について にありましたか。 a.問い合わせの内容 その街(1. ಹಿಶ (複数回答則) その街(4. 苦情 2 က် 間 16 公的助成制度の取り扱いができる 間 17 公的助成制度の対象となる疾患 間 20 平成 25年度における公的助成 間 19 公的助成制度は、医師の同意書 間 18 公的助成制度は、療養費との併 制度の利用率は予算に対して 1. 療養費の対象疾患と同じ 神経痛、リウマチ、腰痛症、 1. でゆる 2. でゆない 頸椎捻挫後遺症、その他 これらに類似する疾患 対象となる疾患の内容 施術に応じた免許取得 水蝦 中区里村内公路治界を 施治者の条件は何ですか。 2. 72. 五十肩、頚腕症候群、 り指定はありますか。 ※療養費の対象疾患 おなるないないから 2 (複数回答可) 開設している 何%でしたか。 が必要ですか。 その街((複数回答可) 視覚障害者 1. 必要 1. #3 その街(2 က

間 23 今後、公的助成制度を見直すことは決まっていますか。

1. 決まっている 2. 決まっていない

間 24 公的助成制度の課題が销稿されていますか。

間 25 貫市区町村における公的助成制度の給付条件に該当するものを回答してください。

※また、「有」の場合、何歳以上か、税込み年収何万円未満か、数字で回答してください。

※aは、負市区町村に住所を有する人。

※b~ぇまでは、貴市区町村に住所を有する人で各項目に該当する人。

対象者
年給制限の有無
何歳以上
所得制限の有無
何万円未満

b. 国民健康保険被保険者
c. 国民健康保険被保険者
6. 国民健康保険被保険者
6. 国民健康保険被保険者
6. 身体障害者
6. 身体障害者
6. 原爆被爆者
7. 股份有
7. 股份
7. 股份</

※八回物ありがとってみらばした。